

## 自転車の活用の推進に関する業務の基本方針について

平成 29 年 3 月 17 日  
閣 議 決 定

自転車の活用の一層の推進を図るため、国土交通省において自転車の活用の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、同省において本業務に取り組むに当たり、内閣法（昭和 22 年法律第 5 号）第 12 条第 2 項第 2 号に規定する基本的な方針として本基本方針を定める。

### 1. 基本的な方針

自転車は、二酸化炭素などの環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しない交通手段であり、また、自転車による交通は、災害時の移動・輸送や国民の健康の増進、交通の混雑の緩和等に資するものである。このため、環境、交通、健康等が重要な課題となっている我が国において、自転車の活用の推進に関する施策の充実が一層重要となっている。

また、自転車の活用の一層の推進を図るためには、自転車専用道路等の整備、自転車の活用による国民の健康の保持増進、自転車と公共交通機関との連携の促進、災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備など、様々な分野における取組を総合的かつ計画的に進めることが必要である。

自転車の活用の推進については、これまでも各府省庁において、必要な協力の下、それぞれ取組を行ってきたが、平成 28 年 12 月に自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）が成立し、関係閣僚により構成される自転車活用推進本部が国土交通省に置かれることとされ、同本部において、自転車活用推進計画の案の作成、実施の推進などの事務を実施することとされたところである。これを踏まえ、同法の施行以降は、国土交通省において、自転車の活用の推進に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、関係府省庁の緊密な連携、協力の下、政府全体で自転車の活用の推進に関する業務に効果的かつ効率的に取り組むこととする。

### 2. 1. に基づき行う事務の内容と関係府省庁

1. の基本的な方針に基づき、関係府省庁においては、以下のとおり事務を分担し、相互に緊密な連携を取りつつ、一体的かつ効率的に自転車の活用の推進に取り組むものとする。

- (1) 国土交通省は、道路局において、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、自転車活用推進本部を開催するなどしつつ、国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第4条第2項に基づき自転車の活用の推進に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整（以下「総合調整等」という。）を行うとともに、関連する所掌事務に当たることとする。また、他の部局においても、関連する所掌事務に当たることとする。上記のため、国土交通省組織令（平成12年政令第255号）について、所要の改正を検討する。
- (2) 国土交通省以外の関係府省庁は、(1)の総合調整等に係る事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、自転車の活用の推進に関連する所掌事務に当たることとする。